

KAWASAKI

- 活動報告..... 8
- 税制改正に関するアンケート調査結果..... 5
- 法人会全国大会(税制改正に関する提言)..... 2
- 新型インフルエンザ対策..... 11
- 税務署からのお知らせ..... 10

幸区西部の市街地に囲まれた標高35mの自然林が残る小高い丘で、四季折々に植物と野鳥など63種、約370点の動物たちが飼育・展示されています。



消費税期限内納付

法人会 一声運動

川崎南法人会だより「法人会NEWS」のバックナンバーはホームページでご覧になれます。

夢見ヶ崎動物公園

法人会全国大会(岐阜大会)開催!

法人会の平成22年度の税制改正に関する提言を披露



10月8日、岐阜県・長良川国際会議場において、財団法人全国法人会総連合主催の第26回法人会全国大会が盛大に開催され、全国各都道府県から約1,000名の法人会会員が集まった。

大会に先立ち、第1部では、経済ジャーナリストの財部誠一氏による「日本経済、これからのキーワード」をテーマに記念講演が行われた。第2部の式典では、大会宣言や平成22年度の税制改正に関する提言の説明が行なわれた。今後は、全国法人会総連合をはじめ、各県連、各法人会では、この提言事項の実現に向けて、政府、政党など関係機関に対し、要望活動を実施。

平成22年度 税制改正に関する提言

はじめに

100年に一度の危機に遭遇していると言われる日本経済は、2009年4-6月期の実質国内総生産（GDP）が1年3ヶ月ぶりにプラスに転じ、最悪期を脱しつつある。しかし、景気は底這い状態で、その前途は予断を許さない。

世界を見渡すと、今回の金融危機で、最も大き

なダメージを受けたのは日本であり、火元のアメリカはもとよりヨーロッパよりもその影響は大きかった。その理由は、日本経済が輸出依存度の高い体質であったこと、とりわけ輸出品の中心が付加価値の高い工業製品であったため、海外景気の悪化ペースを上回って外需が落ち込み、経済が急降下したためである。しかし、今回の不況は世界

的な金融津波という外的要因が原因で、自分たちに落ち度がないと判断することは必ずしも事態を正確に捉えたものではなく、問題解決に取り組む上での正しいスタンスとは言えない。今、必要なのは危機問題の本質を正確に捉え、日本経済運営の問題点をきちんと認識し、その上で、税制面を含めた対応策をとることである。

現在の景気は、巨額な財政支出で辛うじて支えている。しかし、中期的には先進国中最悪の財政赤字を削減することが大きな課題となる。少子高

齢化、グローバル化など経済社会の構造変化に対応した税制の構築は急務である。特に、外需に過度に依存する経済構造から脱却するためには、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制は欠かせない。そのため法人税率（軽減税率を含む）の引き下げと事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

以上を踏まえ、会員の総意として「今後の望ましい税制のあり方」をテーマに平成22年度税制に関する提言を取りまとめた。

税制改正に関する要望

「総論」では、行財政・税制改革に関する基本方針として、

1. 経済社会の今後のあるべき姿
2. 行財政改革の推進
3. 社会保障制度・国民負担のあり方
4. 国と地方のあり方
5. 税制改革のあり方
6. 租税教育の充実

「各論」では法人会が求める当面の改正事項、法人税制では、

1. 法人税の税率の引き下げ

わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの40.69%となっている。しかし最近、自国企業の国際競争力強化あるいは外国資本の誘致等の目的から税制を優遇している国が多い。現実には、近年、欧州、アジア諸国で法人税率の引き下げが行われている。特にイギリス、ドイツ等では実効税率が20%台にまで引き下げられている。

日本企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税の基本税率について地方税を含め、大幅な引き下げが必要である。その際、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げ、地方税を含めて、欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

2. 中小企業軽減税率の引き下げ等

平成21年度税制改正で、中小企業等に適用される法人税の軽減税率が2年間の措置として22%から18%に引き下げられた。しかし、現在の厳しい経営環境や中小企業の担税力を考えると、中小企業に適用される軽減税率は2年間の時限措置ではなく恒久化するとともに、さらに一層の税率引き下げが必要である。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用課税所得金額を少なくとも1,500万円程度へ引き上げるよう求める。

3. 特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限

この制度は、新会社法施行に伴う課税逃れの防止策として設けられ、平成19年度税制改正で適用除外となる基準所得金額が800万円から1,600万円に引き上げられる緩和措置がとられた。しかし、この課税制度は中小企業に多大な影響を及ぼすだけではなく、その内容について法人税・所得税という税制の根幹に関わる問題に抵触しており、制度そのものが合理性を欠いている。要件操作によって課税対象から外れることが可能であり、中小企業の間で新たな課税の不公平を生んでいる。申告手続きも複雑で、負担と混乱をもたらしている。以上のような理由からこの制度については、即刻廃止を求める。

4. 役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更等に伴い、税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外は損金不算入とする改正が行われた。しかし、利益連動給与について、同族会社は適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、同様の措置を認めるべきである。

5. 交際費課税制度

平成18年度改正で、一人当たり5,000円以下の飲食費については交際費から除外された。また資本金1億円以下の中小企業に認められる特例も引き続き存続している。交際費課税における創設当時（昭和29年）の資本蓄積を図るという政策目標は消失している。2009年の追加経済対策で、中小企業に対する交際費の損金算入限度額の更なる引き上げ、損金不算入割合の撤廃、資本金の規模に関わらず一定の損金算入を求める。

6. 同族会社の留保金課税

平成19年度税制改正で、中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

7. 電子申告

国税庁が2004年から運用を開始した国税電子申告（e-Tax）は、2009年3月末現在の利用率が

36%に留まっている。平成21年度税制改正では、所得税額控除制度の2年延長、所得税の確定申告時に税務署への提出を省略できる書類の拡充などの措置がとられた。さらに一層の利用促進を図るため、地方税の電子申告との一体化の検討、法人・個人に対する恒久的な税額控除制度の創設など利用促進に向けての努力が必要である。

8. その他

租税特別措置については、政策目的を果たしたものは廃止する一方、中小企業の技術革新など経済活性化に役立つ措置の新設を求める。

配当に対する二重課税については、現行の配当控除制度では不十分であり、欧州各国の制度（インピュテーション方式）を参考に二重課税の排除を求める。

以上が法人税制要望として取り上げられ、ほか

- ◆個人所得税制について
- ◆相続税制について
- ◆事業承継税制について
- ◆消費税制について
- ◆地方税制の見直しについて
- ◆環境税制について

等々が全国105万社会員の総意として採択され政府・国会・関係諸官庁へと陳情される。法人会の要望がひとつでも多く実現するよう期待される場所である。

平成22年度税制改正に関するスローガン

- 待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
- 活力ある経済・社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を！
- わが国企業の国際競争力確保のためにも法人税率の引き下げを！
- 適正・公正な課税、行政の効率化のため納税者番号制度の導入に向けて検討を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！
- 消費税率引き上げの前に、徹底した行革により行政のスリム化を！
- 道州制の導入の検討などにより、国と地方の役割分担を見直し、地方の再生を！
- 年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

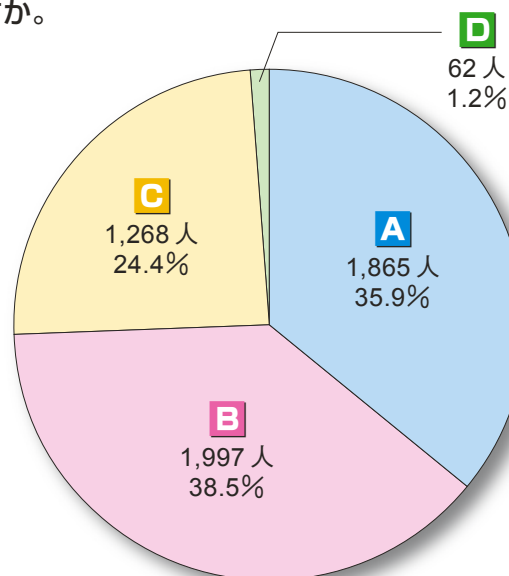
税制改革に関するアンケート調査結果

対 象 会	442 会	回答者数 5,108 名 (但し、問いに対して無回答もあるため、数字は一致しない)
提 出 会	441 会	
提出割合	99.8%	

Q1

今後、税制の抜本改革が検討されます。税制改革を行うに当たり、課税原則（公平・中立・簡素）に加えて、特に重視する点はどれですか。

- A** 社会保障制度の安定財源の確保など国民の安心を支える税制
- B** 経済・社会・地域の活力を高めるための税制
- C** 国民・納税者の信頼を得る公正な税制
- D** その他

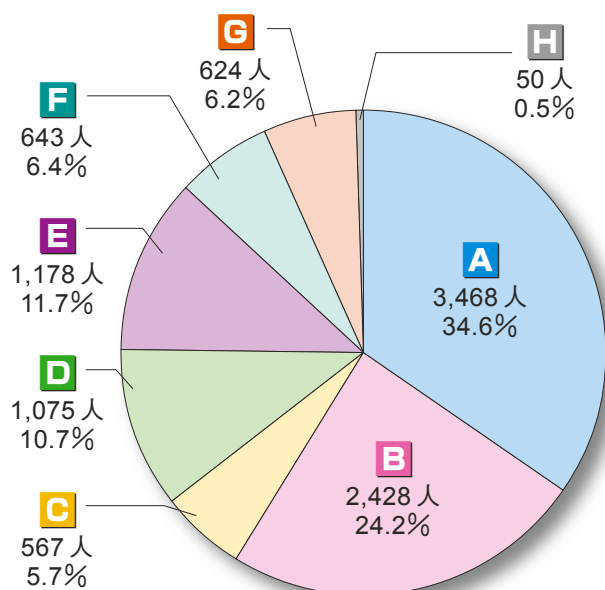


Q2

法人会では、法人税制について持続的な経済の成長と企業の活性化を図る観点から以下のような改正を求めています。この中で重点的に要望する事項はどれですか。

2 項目お選びください。

- A** 法人税率（軽減税率を含む）の引き下げ
- B** 法人事業税・法人住民税の見直し
- C** 役員給与の見直し
- D** 特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限の廃止
- E** 交際費課税の緩和・廃止
- F** 特定同族会社の留保金課税の廃止
- G** 研究・投資減税の拡充
- H** その他

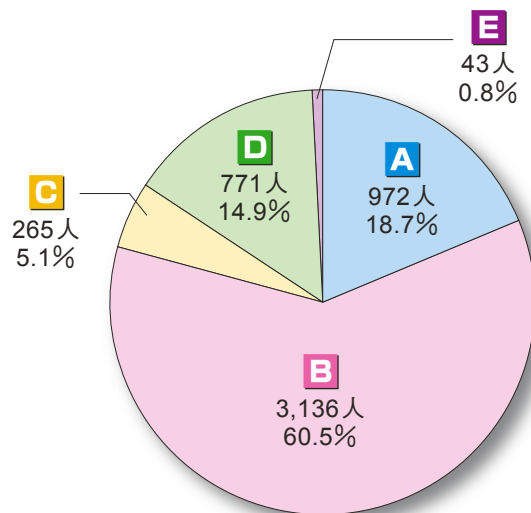


Q3

昨年、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が成立し、平成21年度税制改正で取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度が創設されます。

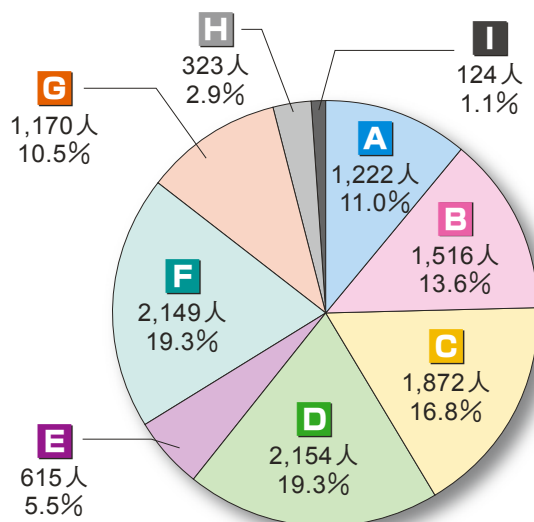
(1) このことについて、どのように評価されますか。

- A** 抜本的な改正であり、大いに評価する
- B** 評価するが、要件等が厳しいので緩和すべきである
- C** 評価できない
- D** よくわからない
- E** その他



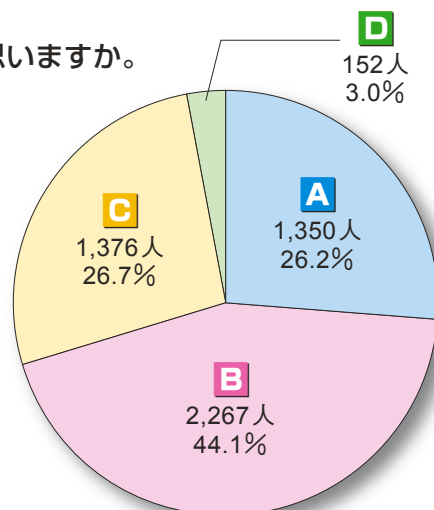
(2) 制度の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要がありますが、以下の要件のうち、見直すべき事項はありますか。(複数回答可)

- A** 対象企業は中小企業基本法で定める中小企業であること
- B** 後継者は先代経営者の親族であること
- C** 後継者は同族関係者と合わせて発行済株式の過半数を保有し、かつ同族内で筆頭株主であること
- D** 雇用の8割以上を5年間維持すること
- E** 資産管理会社等は除外されていること
- F** 原則として、死亡時まで株式を保有しないと猶予税額が免除されないこと
- G** 特例適用株式の全てを担保に供さなければならないこと
- H** 特に見直す必要はない
- I** その他



(3) 今後、事業承継をする場合、この制度を活用したいと思いますか。

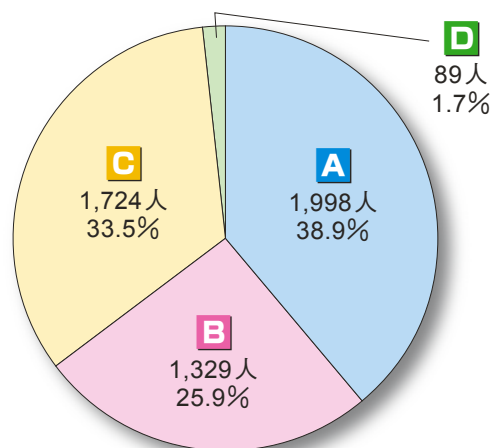
- A** この制度を積極的に活用したいと思う
- B** 要件が厳しく活用が難しいと思う
- C** よくわからない
- D** その他



Q4

相続税制については、現行方式である法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に改めることとされ、平成21年度税制改正では見送りとなったものの、今後検討が行われる見込みです。このことについて、どのように考えますか。

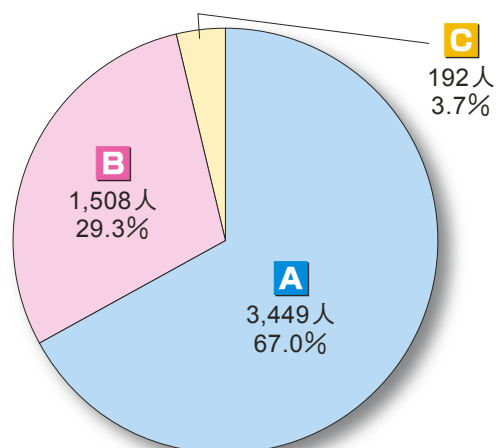
- A** 遺産取得課税方式に改めることに賛成である
- B** 現行方式を維持すべきである
- C** よくわからない
- D** その他



Q5

納税者番号制度の是非について政府で議論されています。納税者番号制度は所得の捕捉、負担の公平化、税務行政の効率化に役立つ一方、プライバシーの侵害や制度にかかるコストの問題等が指摘されています。このことについて、どのようにお考えですか。

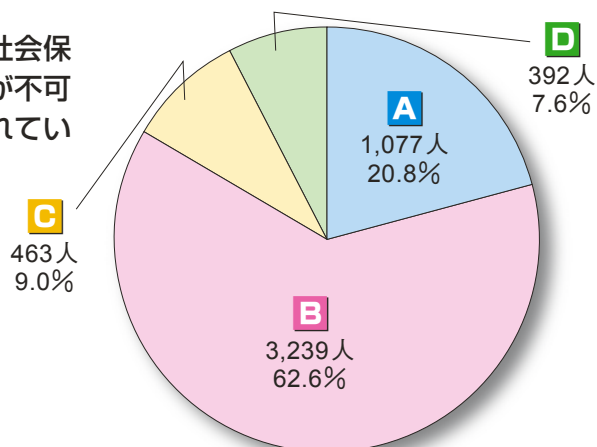
- A** 納税者番号制度を導入すべきである
- B** 納税者番号制度は導入すべきでない
- C** その他



Q6

消費税については、財政の現状や増大する社会保障給付費を考慮すると、安定的な財源確保が不可欠であるとして、政府で増税の議論が行われています。このことについて、どのようにお考えですか。

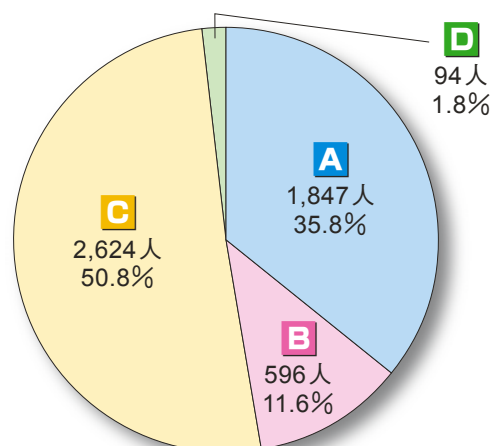
- A** できるだけ早期に増税すべきである
- B** 当面、増税は避けるべきである
- C** 将来にわたって増税は避けるべきである
- D** その他



Q7

地方分権を推進するため、地方分権改革推進委員会は新分権一括法案の提出に向けて検討を進めています。その中で、今後道州制の導入に向けて「道州制ビジョン」を策定し、国民的議論を深めることとしています。道州制の導入についてどうお考えですか。

- A** 道州制を導入すべきである
- B** 道州制は導入すべきでない
- C** 具体的内容が出ていないのでよくわからない
- D** その他



平成21年度

9月11日(金)、川崎日航ホテルに於いて38名の理事が出席し開催した。

税務署からは菅沼署長以下7月の人事異動で着任された三村法人担当副署長、岩井田法人課税第1統括官、名倉法人課税上席が出席され、署幹部のご紹介の後、山下会長が議長になり議案審議に



理事会報告

入った。

議事は、平成21年度上期事業報告を各委員会の委員長、各部会の部会長が発表され、報告事項では、海外研修旅行の件、かわさき市民まつり参加の件、税を考える週間行事(三村副署長講演)の事項について報告、満場一致で承認された。



青年部会 税務研修会

青年部会の研修会では、カメラアホールにて、川崎南税務署の名倉法人課税第1部門上席を講師としてお迎えし「平成21年度税制改正」と題して研修会を実施しました。終了後、意見交換会を開催しました。



員長の進行で会員増強の入退会推進状況について各支部長と意見交換を行った。特に年々減少している会員について、いかに退会防止をするか各支部長から活発な意見が出された。委員長から会員増強について一件でも多くの会員獲得をお願いしたい旨話された。

会員増強決起大会開催される!!



拡大組織委員会を開催



8月27日、カメラアホールに於いて、各支部の支部長、副支部長及び組織委員に出席を頂き拡大組織委員会を開催。法人会もこの経済状況の中、毎年会員の減少が続いている。今年も阿部組織委

9月11日、川崎日航ホテルにおいて、参加者(理事、青年・女性部会役員、組織委員)、46名が出席し開催した。

山下会長はあいさつの中で、現状の景気が相変わらず厳しい環境にあるが、法人会存続の意味からも会員獲得は我々の使命であると述べられ、続いて阿部組織委員長兼副会長からも会員の減少には本部役員・支部役員が意識を持って会員増強を行なえばかならず今年の目標185件は獲得出来ると話された。

議題は、東法連作成の会員増強用ビデオ研修、続いて入会・退会状況及び新規目標について報告をされた。

社会貢献活動 米海軍第7艦隊バンド演奏会



9月16日(火)、今年も社会貢献活動の一環として川崎シンフォニーホールにて、7回目の「米海軍第7艦隊バンドコンサート」を開催した。この



演奏会はオーストラリア及び極東地域全域で行われる大規模なイベントのメインアトラクションとして、どの地域の米海軍音楽隊よりも広範囲の演奏を行っているプロの海軍音楽隊である米海軍第7艦隊バンドを迎えて行われております。多彩な演奏で川崎市民の人気を博し「音楽のまち川崎」にふさわしいイベントとして定着。開演に先立ち、主催者代表として山下会長がイベントの趣旨、法人会の役割及び税についての説明や川崎南税務署の菅沼署長からはe-Taxやホームページの活用などの紹介が行われた。

県法連 女性部会連絡協議会



9月9日、(社)神奈川県法人会連合会主催の女性部会連絡協議会が新横浜国際ホテルに於いて、県下18法人会から部会員250名が集って開催された。当会からは吉松郁子部会長を始め14名の役員が参加した。

第1部特別講演として『小説を書く時間』と題して、作家の林真理子氏が講演、終了後懇親会が開催された。

県法連 税制問題研究会



(社)神奈川県法人会連合会の税制問題研究会が9月2日、箱根湯本「吉池」に於いて、県下18法人会から役職員192名が集って開催。当会からは山下会長他9名が参加し、研修が開催された。平成22年度税制改正要望事項と全法連税制委員会の審議状況報告、又特別講演として、『どうなる日本！！政局と今後の経済動向』と題して、テレビ朝日コメンテーターの三反園訓氏による講演が行われた。

電子納税の新たな納付手段

国税の「ダイレクト納付」開始!

(平成21年9月から)

是非ご利用ください!

○ ダイレクト納付とは・・・

事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

◆ ダイレクト納付のメリット



- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能。
※ 特に利用回数の多い手続に便利です(源泉所得税の毎月納付手続など)。
- ② 納付手続が簡単(電子申告等の送信後、ワンクリックで納付手続が完了)。
- ③ インターネットバンキングの契約が不要。
- ④ 即時または期日を指定して納付することが可能。
- ⑤ 税理士が納税者に代わって納付手続[※]を行うことが可能。
※ 納税者本人の納税用確認番号等を登録しておく必要があります。

◆ 利用可能税目



電子申告等が可能な税目(源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税)が対象となります。

※ 納付情報登録依頼については、上記の税目にかかわらず全税目がダイレクト納付利用可能となります。

◆ 利用に当たっての注意事項

- ① ダイレクト納付を利用するためには、e-Taxの利用開始のための手続が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を提出する必要があります。
- ② 利用可能金融機関については、国税庁ホームページでご確認ください。
- ③ ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。
- ④ ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※ 納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

国 税 庁

新型インフルエンザ対策

企業における事前対策

(1) 情報の収集と発信

企業は、普段から国の新型インフルエンザ対策への取り組み、新型インフルエンザの発生状況、公共サービスなどに関する正しい情報を国（厚生労働省、外務省、内閣官房など）や、都道府県のホームページなどから入手し、全従業員に周知しておくことが重要となります。

また、海外進出企業に於いては、在外公館や現地保健部局などから、現地の発生状況などを入手する必要があります。

(2) 危機管理体制の整備

新型インフルエンザの感染拡大が起こった場合や、さらに強毒性インフルエンザに発展して被害が拡大することを想定して、企業内に以下のような対応の体制を整えておく必要があります。

【対策本部】

新型インフルエンザが発生した場合、職場で総指揮をとるのが対策本部です。通常、事業者・職場の最高責任者である経営者が本部長となります。ただし、経営者自身が罹患することもありますので、その場合の代替者も決めておく必要があります。

【作業班】

対策本部の指揮の下、実際にインフルエンザ対策に当るのが作業班です。この作業班のメンバーも事前に決めておいてください。

【連絡体制】

緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関等との連絡体制や職場内の連絡網の確立が必要です。

(3) 企業における感染防止策

従業員の新型インフルエンザへの感染を防止するために、企業としては、次のような対策を実施することが重要です。なお、従業員などが感染する危険性は、企業ごとに異なります。そのため、自社の事業内容をきちんと理解し、適切な感染防止策を実施する必要があります。

【手洗いの励行】

事業所の入口に手洗い場所を設置し、従業員に手洗いを徹底することが重要となります。手洗い場所の設置が難しい場合は、速乾性の消毒用アルコール製剤を設置することも有効です。

【健康管理・健康教育の実施】

従業員等に、定期的な検温を徹底したり、発熱などの症状がある場合は出社しないよう指導するなど健康管理を行う必要があります。また、健康教育（新型インフルエンザの基礎知識、職場で実施する感染予防策の内容、本人や家族が発症した際の対応等）を行うこと、特に持病のある社員を把握することも検討しましょう。従業員とその家族向けにハンドブックなどのツールを配布するのも良いでしょう。また、新型インフルエンザの発生に備えた訓練を行いたいものですが、中小企業の場合1社でできなければ、地域に働きかけ、地域全体での実施を考えると良いでしょう。

(4) 企業における備蓄

マスク等の感染予防品の買占め等による物品の不足が起こりますので、以下のような物品を備蓄しておくことが望めます。

★人と接する可能性がある従業員用

- ・不織布製マスク（サージカルマスク）
（出社する従業員1人当たり、1日2～3枚2ヶ月分が望ましい）

★事業所用

- ・ゴミ箱・ゴミ袋
- ・消毒液（速乾性消毒用アルコール製剤）、石鹸
- ・体温計
- ・常備薬（胃薬、痛み止めなど）

★感染者に対応する従業員用

- ・个人防护具一式（N95などの高性能マスク、防護服、ゴム手袋、ゴーグルなど）

★その他（あると便利なもの）

- ・在宅勤務用パソコン